

都市再生の推進に係る有識者ボード 防災ワーキンググループ 設置要綱 (案)

(設置)

1. 都市再生の推進に係る有識者ボードの下に、防災ワーキンググループ（以下「防災WG」という。）を置く。

(任務)

2. 防災WGは、都市再生の推進に係る有識者ボード設置要綱に基づき、人口・機能が集積したエリアにおける防災対策に係る施策の推進に関する事項について調査・検討を行い、都市再生の推進に係る有識者ボードに助言することを任務とする。

(構成)

3. (1) 防災WGは、学識経験者等のメンバー10人以内で構成する。
(2) 座長は構成員が互選し、座長代理は座長が必要に応じて指名する。

(招集)

4. 防災WGの会議は、座長が招集する。

(会議の開催)

5. 防災WGは、構成員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、座長は、やむを得ない理由により有識者ボードの会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を有識者ボード構成員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

(議事の公開)

6. 防災WGの会議は公開する。ただし、座長が公開することにより支障があると認める場合には、非公開とすることができる。また、議事要旨を作成し、防災WGの会議の終了後速やかに公開する。

(庶務)

7. 防災WGの庶務は、内閣官房地域活性化統合事務局において処理する。

(雑則)

8. この要綱に定めるもののほか、防災WGの議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要綱は、平成23年〇月〇〇日から施行する。